

東京都北区青少年交流団海外派遣事業の募集要項

1 目的

- (1) 日本と異なる外国の生活や文化に対する認識を深め、国際的視野を持った人材を育成する。
- (2) 北区とウォルナットクリーク市の相互理解を深め、友好親善の礎となる。

2 派遣先

アメリカ合衆国カリフォルニア州ウォルナットクリーク市

3 派遣期間

令和6年8月16日（金）～8月25日（日）10日間

4 内容

- ・ホームステイによる生活文化体験
- ・市が実施するプログラムへの参加
- ・現地交流で「北区」の魅力を英語で発信
- ・市庁舎訪問、市内視察

5 応募条件

- (1) 応募する日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により北区に住民票があり、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程若しくは昭和56年文部省告示第153号別表第2若しくは別表第3に掲げる教育施設に在学し、若しくは在籍していること。
- (2) 心身ともに健康で、協調性に富み、本事業の計画に従って規律ある団体生活ができること。
- (3) 基礎的な英会話能力を備えているとともに、海外の文化・自然・社会に対する関心が高く、国際的な視野を身に付けようとする明確な意思を持つ者。
- (4) 積極的な研修意欲があり、本プログラムに係る全ての研修日程に参加することができる者。
- (5) 団員としての体験を活かし、派遣後も地域において活発な活

- 動をすることができること。
(6) 保護者の承諾が得られること。

6 応募方法

- (1) 「参加申込書」、「参加動機書」及び「健康調査票」を4月30日までに総務部総務課総務係へ郵送、メールまたは持参にて提出すること。

(2) 提出先

北区役所 総務部 総務課 総務係 第1庁舎3階4番
〒114-8508 北区王子本町1-15-22
kokusai-ka@city.kita.lg.jp

7 応募締切 令和6年4月30日(火)午後5時まで【必着】

8 選考方法

- (1) 書類審査
(2) 面接

日時：令和6年5月11日(土)
(面接開始時間は別途通知)
会場：北とぴあ
結果：5月下旬までに受験者全員へ通知を送付

- ・応募後に申込書等の書類はお返ししません。
- ・研修等を通じ団員として不適当と認められた方は、団員としての資格を取り消すことがあります。

9 参加負担金

- (1) 36万円程度(経費の1/2相当額)
派遣における航空運賃、宿泊費、交通費等現地費用の実費にあたるものです。(為替相場等により変動する場合があります)
- (2) 旅券発行手数料や海外旅行傷害保険料、疾病又は傷害の治療費用、その他個人的経費は参加者負担となります。

10 事前研修・説明会等

団員として決定した方には、派遣前に事前研修を実施します。

全ての研修に参加できることが参加の条件となりますので、学校行事によって出席できない日がある場合には、事前にご相談ください。

	日時	内容	場所
1	令和6年6月8日(土)午後	研修①、第1回説明会	北とぴあ
2	令和6年6月29日(土)午後	研修②	北とぴあ
3	令和6年7月13日(土)午後	研修③	北とぴあ
4	令和6年7月27日(土)午後	研修④、第2回説明会	北とぴあ

11 その他

次にあげる項目に該当する場合は本事業を中止します。

- (1) 天災地変、戦乱、暴動、輸送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、その他の事由により事業の安全かつ円滑な実施が不可能または不可能になる恐れが極めて大きいとき。
- (2) 派遣先に対して外務省の渡航情報(危険情報)が出されるなど参加者の安全確保が困難であると主催者が判断したとき。